

# 申請パターン別 助成対象経費（運営費）

充電設備導入促進事業（商業施設・宿泊施設等）で令和2年度以降に公社が交付決定した**急速充電設備**が運営費の助成対象となります。

1. 令和**2**年度中に導入費を申請した急速充電設備を申請する場合：p 2～3
2. 令和**3**年度中に導入費を申請した急速充電設備を申請する場合：p 4～8



# 1. 令和2年度中に導入費を申請した場合の運営費

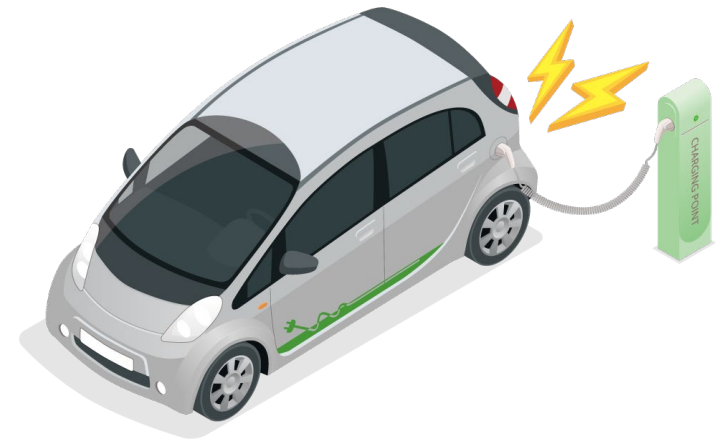
急速充電設備 1 基における

- (1) 課金通信費
- (2) 保守メンテナンス費
- (3) コールセンター費
- (4) 損害保険料

(1)から(4)の助成対象となる費用全額

**上限：40万円／年×3回**

※3回まで（最大3年間分）申請できます。



## 2. 令和3年度中に導入費を申請した場合の運営費

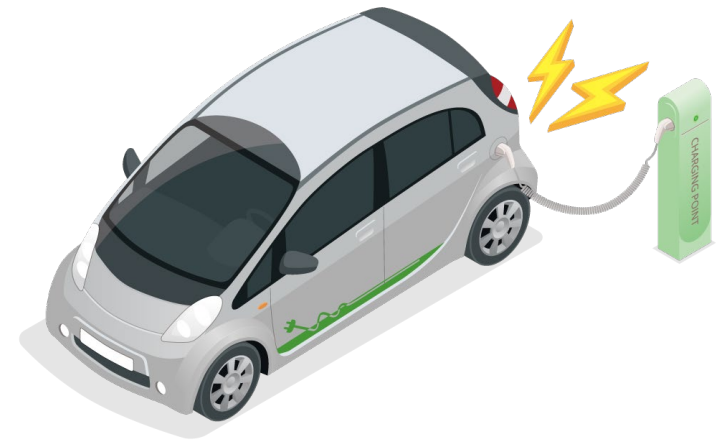
### ①急速充電設備 1 基における維持管理費

- (1) 課金通信費
- (2) 保守メンテナンス費
- (3) コールセンター費
- (4) 損害保険料

(1)から(4)の助成対象となる費用全額

**上限：40万円／年×3回**

※3回まで（最大3年間分）申請できます。



## 2. 令和3年度中に導入費を申請した場合の運営費

### ②急速充電設備1基における電気料金（基本料金）

- 急速充電設備にかかる電気料金（基本料金）の費用全額

※**電力量料金**は助成対象外です。

- 使用する電力は環境省認定の再エネ100%電力メニューであること

URL：<http://www.env.go.jp/air/ichiran/ichiran.pdf>

※**自家発電**や**再エネ電力証明書購入**による電力調達は助成対象外です。

## 2. 令和3年度中に導入費を申請した場合の運営費

### ②急速充電設備1基における電気料金（基本料金）

**上限：60万円／年×3回**

※3回まで（最大3年間分）申請できます。

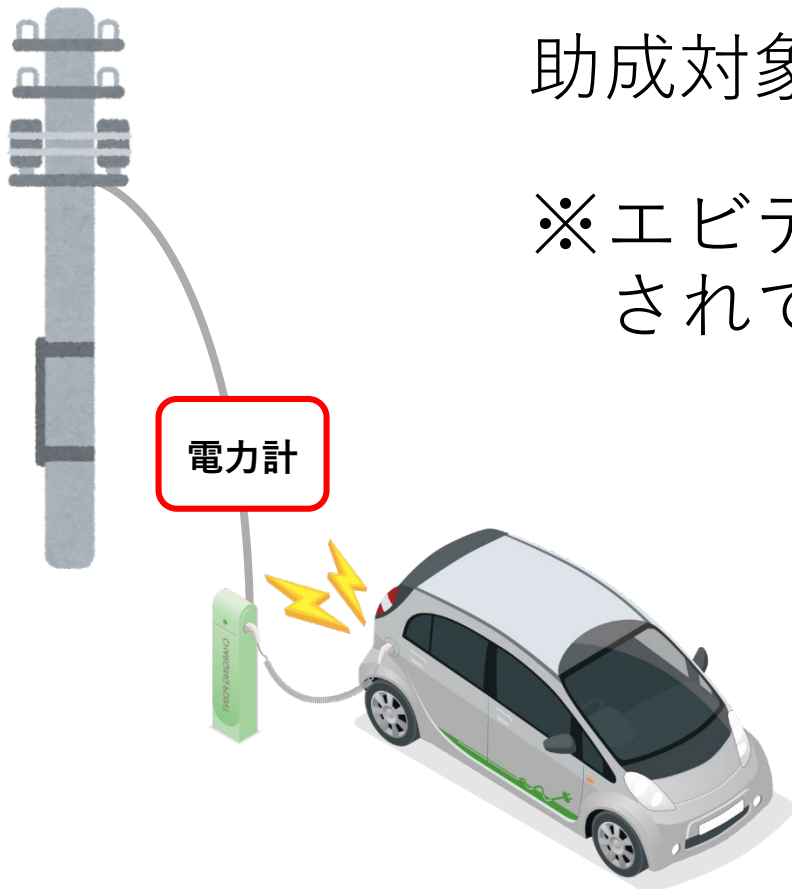
- 電力を急速充電設備のみに使用する（電力契約が特別措置の）場合  
： p 6
- 建物等から電力を急速充電設備に供給する場合： p 7～8

## 2. 令和3年度中に導入費を申請した場合の運営費

- 電力を急速充電設備のみに使用する（電力契約が特別措置の）場合

助成対象経費 = 契約電力の1年分の基本料金 ≤ 60万円

※エビデンスとして電気事業者発行の使用電力量が記載されている資料（毎月の検針票等）を提出



## 2. 令和3年度中に導入費を申請した場合の運営費

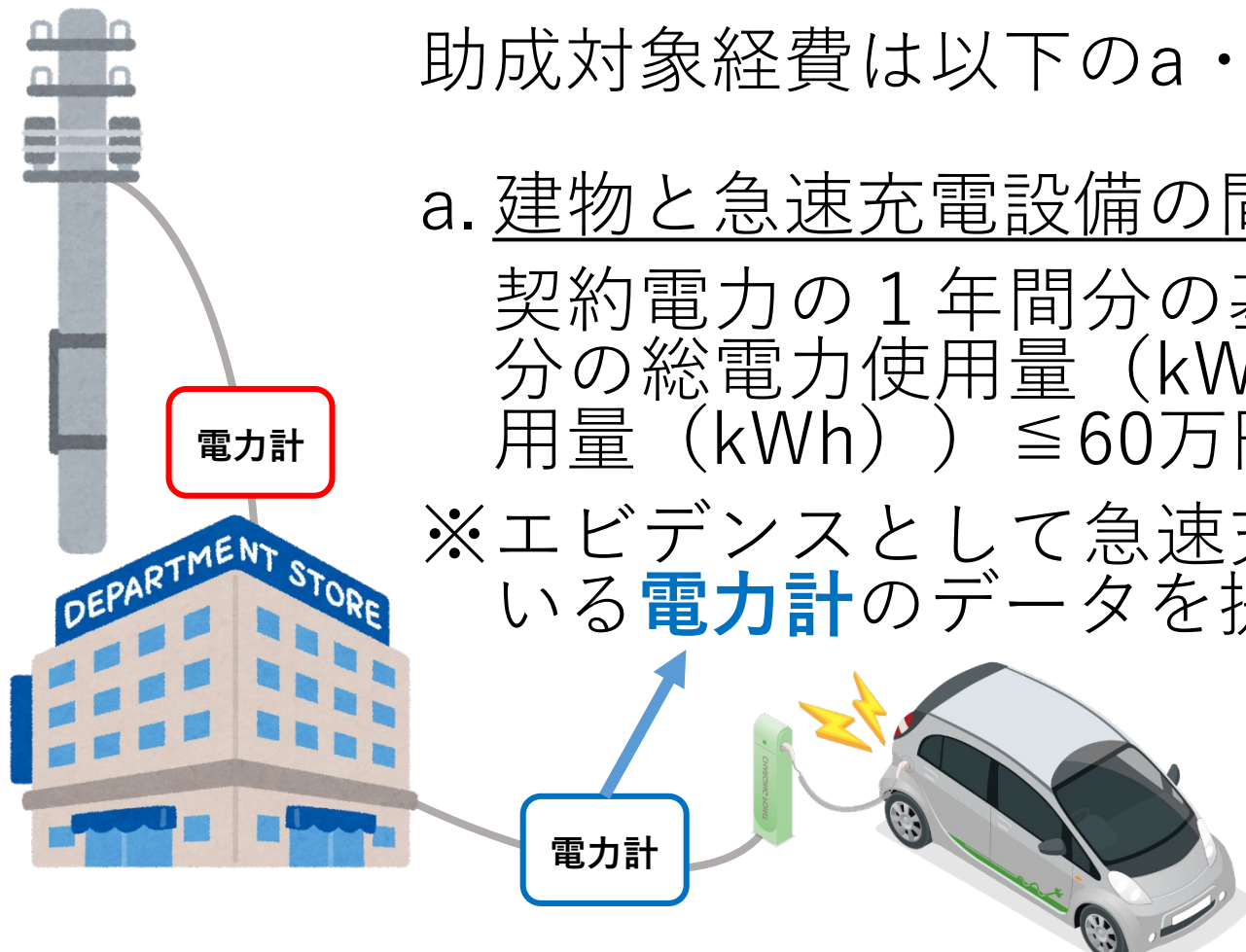
- 建物等から電力を急速充電設備に供給する場合

助成対象経費は以下のa・b 2つのどちらか（bはp 8）です。

- a. 建物と急速充電設備の間に電力計がある場合

契約電力の1年間分の基本料金 × (急速充電設備の1年間分の総電力使用量 (kWh) ÷ 契約電力の1年間分の電力使用量 (kWh)) ≤ 60万円

※エビデンスとして急速充電設備の総電力使用量を把握している**電力計**のデータを提出



## 2. 令和3年度中に導入費を申請した場合の運営費

- 建物等から電力を急速充電設備に供給する場合

### b. 建物と急速充電設備の間に電力計がない場合

契約電力の1年間分の基本料金 × (急速充電設備の1年間分の**充電量** (kWh) ÷ 契約電力の1年間分の電力使用量 (kWh)) ≤ 60万円

※エビデンスとして**急速充電設備からEV等への充電量**が分かるデータを提出

